

〔平 14 . 5 . 10〕
〔基礎小 13 - 10〕

地方稅關係資料

（非課稅等特別措置關係）

目 次

・ 地方税の主な非課税等特別措置による減収額（8,260億円）の内訳（平成14年度ベース）	1
・ 地方税の非課税等特別措置による減収額の税目別分類（平成14年度）	2
・ 個人住民税関係の主な特例措置	3
・ 生命保険料控除・個人年金保険料控除（個人住民税）	4
・ 損害保険料控除（個人住民税）	5
・ 事業税における社会保険診療報酬に係る特例措置について	6
・ （参考1）	7
・ （参考2）	8
・ 主な非課税等特別措置の概要（固定資産税関係）	9
・ わが国税制の現状と課題（抄）（平成12年7月 税制調査会）	12
・ 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例	13
・ 住宅・住宅用地に係る不動産取得税の主な軽減措置の概要	14

地方税の主な非課税等特別措置による減収額(8,260億円)の内訳(平成14年度ベース)

(単位:億円)

個人住民税 (30.4%) 2,510			法人住民税 (8.8%) 730	事業税 (21.2%) 1,750	固定資産税 (39.6%) 3,270
生命保険料 ・損害保険 料控除 (11.9%) 980	老人等マル優 (7.0%) 580	その他 (11.5%) 950	(8.8%) 730	事業税 (21.2%) 1,750	(39.6%) 3,270
				社会保険 診療報酬 の所得計 算の特例 (10.9%) 900	

- (注) 1 老人等マル優については、平成15年1月から段階的に縮小し、障害者等マル優に改組される(平成18年1月)。
2 公共・公益法人等に係る不動産取得税及び固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。
3 住宅・住宅用地に係る不動産取得税及び固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。

地方税の非課税等特別措置による減収額の税目別分類（平成14年度）

(単位：億円)	
区 分	減 収 額
一 道 府 県 税	
1 道 府 県 民 税	
(1) 生命保険料控除	300
(2) 損害保険料控除	20
(3) 同居の特別障害者又は老親等に係る 扶養控除等の特例	70
(4) その他	10
(5) 所得税の租税特別措置による影響 (老人等の少額預金の利子の非課税等 580億円を含む)	770
(6) 法人税の租税特別措置による影響	210
計	1,380
2 事 業 税	
(1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例	900
(2) 法人税及び所得税の租税特別措置による 影響	850
計	1,750
道 府 県 税 計	3,130
二 市 町 村 税	
1 市 町 村 民 税	
(1) 生命保険料控除	620
(2) 損害保険料控除	40
(3) 同居の特別障害者又は老親等に係る 扶養控除等の特例	170
(4) その他	40
(5) 所得税の租税特別措置による影響	470
(6) 法人税の租税特別措置による影響	520
計	1,860
2 固 定 資 産 税	
(1) 課税標準の特例	
(ア) 土 地	90
(イ) 家 屋	80
(ウ) 償却資産	1,310
小 計	1,480
(2) 税額の軽減	
(ア) 新築住宅	800
(イ) 新築中高層耐火建築住宅	840
(ウ) そ の 他	150
小 計	1,790
計	3,270
市 町 村 税 計	5,130
地 方 税 計	8,260

(参考) 老人等の少額預金の利子の非課税等については、平成15年1月から段階的に縮小し、障害者等の少額預金の利子の非課税等に改組される(平成18年1月)。

個人住民税関係の主な特例措置

就業に関連するもの	●いわゆる企業関係租特 ●社会保険診療報酬の所得計算の特例（概算経費率） ●家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例 ●青色申告特別控除 ○給与所得控除 ○青色専従者給与の必要経費算入・事業専従者控除
生活に関連するもの	●老人等（障害者等）マル優（郵便貯金・少額預金・少額公債）（※） ●財形住宅（年金）貯蓄の利子非課税制度 ●配当所得の課税の特例 ●株式等譲渡益課税の特例 ●同居老親等に係る扶養控除の特例 ●寡婦控除の特例 ●生命保険料控除、損害保険料控除 ○特定扶養控除 ○配偶者特別控除 ○老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除 ○医療費控除
そ の 他	●居住用財産の買換えに係る譲渡損失繰越控除 ■居住用財産の譲渡所得の特別控除 ■優良住宅地造成等の長期譲渡所得の特例 ■特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 ○遺族年金、通勤手当の非課税等 ○配当控除 ○寄附金控除

（注）●、■は非課税等特別措置に該当するもの（うち●は非課税等特別措置による減収額が計上されているもの。

なお、「いわゆる企業関係租特」による減収額は、法人住民税の減収額として計上されている。）。

（※）老人等マル優については、15年1月から段階的に縮小し、障害者等マル優に改組される。（平成18年1月）。

生命保険料控除・個人年金保険料控除（個人住民税）

〈制度の概要〉

生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合には、その支払保険料の額に応じて、それぞれ最高35,000円が「生命保険料控除」（昭和37年度創設）又は「個人年金保険料控除」（昭和60年度創設）として、所得控除できる。

（生命保険料控除）

区 分	納税義務者数	生命保険料控除	適用割合
平成 年度	万人	万人	%
6	5,100	4,304	84.4
7	5,105	4,323	84.7
8	5,171	4,362	84.4
9	5,245	4,405	84.0
10	5,246	4,394	83.8
11	5,232	4,316	82.5
12	5,163	4,252	82.4
13	5,126	4,174	81.4

（うち個人年金分）

区 分	納税義務者数	個人年金保険料控除	適用割合
平成 年度	万人	万人	%
6	5,100	742	14.5
7	5,105	843	16.5
8	5,171	905	17.5
9	5,245	960	18.3
10	5,246	973	18.5
11	5,232	949	18.1
12	5,163	939	18.2
13	5,126	913	17.8

（備考）

- 1 「市町村税課税状況等の調」（総務省自治税務局）による。
- 2 生命保険料控除については、生命保険料分と個人年金保険料分を合計した適用状況である。

損害保険料控除（個人住民税）

〈制度の概要〉

損害保険料を支払った場合には、その支払保険料の額に応じて、長期契約は最高10,000円、短期契約は2,000円まで「損害保険料控除」として、所得控除できる。（平成3年度創設）

区 分	納税義務者数	損害保険料控除	適用割合
平成 年度	万人	万人	%
3	4,768	2,089	43.8
4	4,917	2,157	43.9
5	5,046	2,236	44.3
6	5,100	2,286	44.8
7	5,105	2,302	45.1
8	5,171	2,338	45.2
9	5,245	2,384	45.5
10	5,246	2,401	45.8
11	5,232	2,396	45.8
12	5,163	2,374	46.0
13	5,126	2,348	45.8

（備考）

- 1 「市町村税課税状況等の調」（総務省自治税務局）による。
- 2 個人住民税の損害保険料控除は、平成3年度に創設されたものである。

事業税における社会保険診療報酬に係る特例措置について

① 現行特例措置の概要

所得金額の算定上、社会保険診療に係る収入は、総収入金額等に算入せず、また、社会保険診療に係る経費は、必要経費等に算入しないこととされており、社会保険診療報酬については、実質的に非課税の扱いとなっている。

なお、医療法人については、特別法人とされ、軽減税率が適用されている。
(社会保険診療報酬以外の部分について本則9.6%に対して6.6%の特例)

② 特例措置の創設経緯

昭和27年6月議員提案により「医業及び歯科医業については、保険医としての保険収入を課税標準から除外する」という趣旨の修正案が成立し、今日に至っている。

③ 減収見込額

平成14年度 約900億円

(参考1)

○ 所得税・法人税・住民税における特例措置の概要

所得金額の算定上、社会保険診療に係る経費として必要経費等に算入する金額は、社会保険診療に係る収入を次のとおり区分し、それぞれの金額の区分ごとに定められた率を乗じて計算した金額の合計額とすることが認められている。

収 入 階 層	概算経費率
2, 500万円以下の部分	72%
2, 500万円を超え3, 000万円以下の部分	70%
3, 000万円を超え4, 000万円以下の部分	62%
4, 000万円を超え5, 000万円以下の部分	57%

※ この特例措置については、

- 昭和29年度から昭和53年度までは一律72%概算控除の特例が設けられていたが、
- 昭和54年度改正で概算経費率が段階的（72～52%の5段階）に改められ、
- 更に昭和63年の抜本改革において、収入金額が5,000万円を超えるものには適用しないこととする改正が行われた。

(参考2)

○ 今後の税制のあり方についての答申（抄） （昭和58年11月 政府税制調査会）

事業税における非課税措置及び課税標準の特例措置については、税負担の公平を確保する見地からその見直しを行うべきである。

特に、社会保険診療報酬課税の特例措置については、昭和27年に創設されて以来長期間を経過しており、また、所得税における課税の特例の見直しが行われたところでもあるので、この特例措置を廃止し、少なくとも所得税における課税の特例に準じた取扱いとなるよう改めることが適当である。

○ わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（抄）（平成12年7月 政府税制調査会）

社会保険診療報酬については、昭和27年の国会審議における議員修正により非課税措置が講じられ、当該措置が現在に至っています。

この特例措置については、事業を行っている以上、事業税は公平に課税されるべきものであり、その所得が非課税となっていることは、他の事業者にとって不公平感を招くものとなっています。また、社会保険診療報酬に係る課税の特例措置の取扱いについては、国税において、社会保険診療に係る経費について概算経费率制度を採用し、一定の見直しが行われてきています。

このようなことから、事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、累次の当調査会の答申などにおいて示されているとおり、税負担の公平を図る観点から、その見直しを検討することが必要です。

○ 平成14年度の税制改正に関する答申（抄） （平成13年12月 政府税制調査会）

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、過去の当調査会の答申において指摘してきたとおり、税負担の公平を図る観点から、速やかにこれを撤廃すべきであり、少なくとも段階的な見直しを図ることが必要である。

主な非課税等特別措置の概要（固定資産税関係）

（１）課税標準の特例

（単位：億円）

	項 目	特 例 措 置 の 内 容	創 設	減 収 額
ア 電 気	一般・卸電気事業者が新增設する変電所及び送電施設	一般・卸電気事業者が新增設する変電所及び送電施設に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 変 電 所 新增設後最初の５年度分 $3/5$ その後５年度分 $3/4$ 送電施設 新增設後最初の５年度分 $1/3$ その後５年度分 $2/3$	昭27	420
	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で事務所及び宿舍の用に供するもの以外のものに対する固定資産税の課税標準額を $2/3$ とする。（H18年度まで） うち変 電 所 最初の５年度分 $1/3$ その後５年度分 $1/2$ その後 $2/3$ 送電施設 最初の５年度分 $2/9$ その後５年度分 $4/9$ その後 $2/3$	昭57	10
イ 船 舶	内航船舶	内航船舶（専ら遊覧の用に供するものを除く。）に対する固定資産税の課税標準額を $1/2$ とする。	昭57	60
	外航船舶	外航船舶に対する固定資産税の課税標準額について、外国貿易船は $1/10$ と、外航船舶は $1/6$ と、準外航船舶は $1/4$ とする。	昭29	20
ウ 鉄 軌 道	鉄軌道の新規営業路線の建設等に係る線路設備等	鉄道事業者、軌道経営者、鉄建公団又は本四公団が新たに敷設した鉄軌道に係る線路設備、電路設備等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の５年度分 $1/3$ その後５年度分 $2/3$ うち立体交差化施設に係る橋りょう、高架橋等の電路設備 最初の５年度分 $1/6$ その後 $1/3$	昭29	70
	J R三島会社が所有する事業用資産（三島特例）	J R三島会社（J R北海道、J R四国及びJ R九州）が所有する本来事業用の固定資産に対する固定資産税の課税標準額を $1/2$ とする。（H18年度まで）	昭61	60

課税標準の特例

(単位：億円)

	項 目	特 例 措 置 の 内 容	創 設	減 収 額
	J R三島会社等の 国鉄からの承継資 産（承継特例）	J R三島会社（J R北海道、J R四国及びJ R九州）及び貨物会社が所有する国 鉄から承継した固定資産に対する固定資産税の課税標準額を3/5とする（三島 特例との連乗あり）。（H18年度まで）	昭61	3 0
エ そ の 他	ガス事業用の償却 資産	一般ガス事業者又は簡易ガス事業者が新設したガスの製造及び供給の用に供する 償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 1/3 その後5年度分 2/3	昭36	1 0 0
	国際路線に就航す る航空機	国際路線に就航する航空機に対する固定資産税の課税標準額について、国際路線 専用機は1/10と、国際路線準専用機は2/15と、国際路線就航機は1/5 とする。	昭29	7 0
	信用金庫等の事務 所及び倉庫	信用金庫、信用協同組合、労働金庫が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対 する固定資産税の課税標準額を1/2とする。	平 6	5 0
	外貿埠頭公社が特 定用途港湾施設の 用に供する固定資 産	外貿埠頭公社が取得した岸壁、荷さばき施設等の特定用途港湾施設の用に供する 一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準額を、次のとおりとする。（H15 年度まで） 最初の10年度分 1/5 その後 1/2（公団からの承継分は3/5）	昭56	2 0
	日本放送協会の事 業用資産	日本放送協会が事業の用に供する固定資産に対する固定資産税の課税標準額を1 /2とする。	昭31	2 0
	熱供給事業用の償 却資産	熱供給事業者が新設した熱交換設備等の熱供給事業用償却資産に対する固定資産 税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 1/3 その後5年度分 2/3	昭47	1 0

注：固定資産税の課税標準の特例措置の対象としては、他に、電気通信設備、公共・公益法人等が一定の用途に供する固定資産などがある。

(2) 税額の軽減

(単位：億円)

	項 目	特 例 措 置 の 内 容	創 設	減 収 額
ア	新築住宅（イを除く。）	新築住宅に対する固定資産税は、最初の3年度分、税額の1/2を減額する。 ○新築住宅の要件 ・専用住宅や併用住宅であること。（併用住宅は、居住部分の割合が1/2以上のものに限る。） ・床面積が50㎡（一戸建て以外の貸家住宅にあつては35㎡）以上280㎡以下（区分所有家屋については、独立した区画ごとに判定） ※平成13年1月2日以降の新築分。それより前の新築分は要件が異なる。 ・平成16年3月31日までに新築されたものであること。 ○減額される範囲 ・新築された住宅用の家屋のうち、住居として用いられる部分のみ。 ・住居として用いられる部分の床面積が120㎡を超えるものについては、120㎡に相当する部分。	昭39	800
イ	新築中高層耐火建築物住宅	新築中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造又は準耐火構造にした地上階数3以上の建築物）である住宅に対する固定資産税は、最初の5年度分、税額の1/2を減額する。 ○新築住宅の要件・減額される範囲 アと同じ。	昭39	840

注：固定資産税の税額の軽減の対象としては、他に特定優良賃貸住宅である新築貸家住宅などがある。

わが国税制の現状と課題（抄）

－ 21世紀に向けた国民の参加と選択－

平成12年7月
税制調査会

第二 個別税目の現状と課題

四 資産課税等

4. 固定資産税

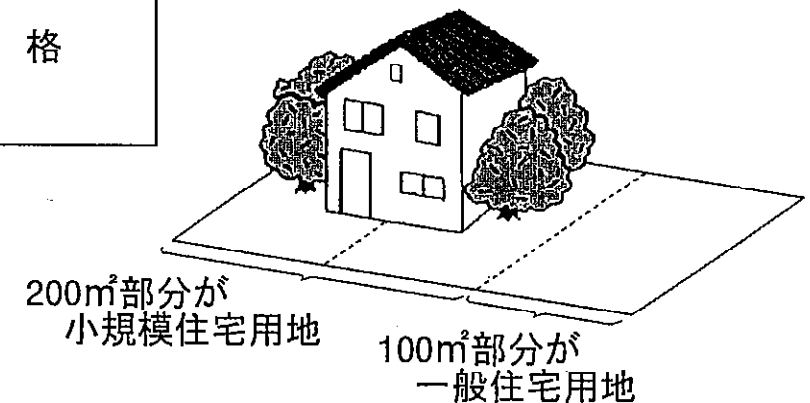
(5) 非課税等特別措置の整理・合理化

固定資産税は、市町村の基幹税目であり、その安定的確保が必要であるとともに、納税者の理解を深めていくためにも、負担の公平に向けた努力を行っていくことが必要です。したがって、当調査会として指摘してきているように、非課税等特別措置については、課税の適正化の観点から、政策目的が合理的か、政策手段として妥当か、利用の実態が低調となっていたり一部の者に偏っていないかなどの点について、今後も十分に吟味を行い、引き続き整理・合理化を行うことが必要です。特に、小規模住宅用地について価格の6分の1、一般住宅用地については価格の3分の1を課税標準とする大幅な特例措置が講じられており、地価の状況の変化や住民が応益的に負担すべき適正な水準を考えた場合、当該特例措置の拡充前の水準（小規模住宅用地は4分の1、一般住宅用地は2分の1）に戻すことについて検討する必要があります。

住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例

区 分		土地の利用状況と面積区分		本則課税標準額
住 宅 用 地	小規模住宅用地	住宅やアパート 等の敷地	200㎡ 以下の部分	(特例率) 価格 × $\frac{1}{6}$
	一般住宅用地		200㎡ を超える部分 (家屋の床面積の10倍まで)	(特例率) 価格 × $\frac{1}{3}$
非 住 宅 用 地		住宅以外の敷地や空地		価 格

(例) 敷地面積300㎡の
一戸建住宅



住宅・住宅用地に係る不動産取得税の主な軽減措置の概要

特 例	対 象 住 宅 ・ 住 宅 用 地	特 例 内 容
・ 住宅用家屋の取得に係る特例	・ 全ての住宅	・ 税率を3%（本則4%）に軽減
	・ 床面積が50㎡（戸建て以外の貸家住宅にあっては40㎡）以上240㎡以下の住宅 ・ 中古住宅の場合は、築後25年以内（木造は20年以内）のもの 【A】	・ 課税標準から最大1,200万円を控除
・ 住宅用土地の取得に係る特例	・ 土地取得前後一定期間内に新築され又は取得した住宅の用に供する土地	・ 税額から税額の1/4に相当する額を減額（4%→3%）
	・ 土地取得前後一定期間内に新築され又は取得した上記【A】の住宅の用に供する土地	・ 税額から150万円又は床面積の2倍（200㎡限度）に相当する価格に税率を乗じて得た額を減額
・ 宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例	・ 宅地評価土地	・ 課税標準を1/2に圧縮